

刈谷アニメ collection2017 出店者募集要項

1 開催趣旨

市内外より大変多くのお客様が来場する「刈谷アニメ collection」において、市内にあるグルメや商品または製品などを広くPRし、イベント以外でも刈谷への誘客を図る。

2 開催概要

名 称	刈谷アニメ collection2017
開催日時	平成29年10月28日（土）午前10時～午後5時
開催場所	刈谷市産業振興センター、みなくる広場及び刈谷駅周辺
主 催	刈谷市観光協会
観覧者数	約15,000人（昨年度）

3 出店内容

(1) 出店内容

飲食物、自社製品の販売、パンフレット・チラシ類の配布、商品展示によるPRなど。
なお、飲食物の場合、出品品目は食品営業許可を受けた露店品目及び食品営業許可が不要なものうち届出を行ったものに限りま。

（別添「露店により行う営業で調理、販売及び製造できる品目」参照）

※串焼き・焼鳥のように煙の発生するものは禁止します。煙が発生した場合、当日でも出店をお断りするか、撤収していただきます。

(2) 対象者

刈谷市商店街連盟加盟店かつ刈谷市観光協会会員

※ただし、申し込み時点で加盟かつ会員となっていること。

※刈谷市内に店舗を有すること。

（飲食物を販売する場合は、食品調理許可の該当店舗に限る。）

(3) 募集数

最大10ブース（1事業者1ブースに限る）

(4) 出店料

1ブース11,000円

（出店料：10,000円、刈谷市商店街連盟事務手数料：1,000円）

(5) 出店ブース

基礎ブース	屋外テント小間
ブースの大きさ	間口 3.6m×奥行 2.7m×高さ 1.85m～2.8m
ブースの設営	ブースの設営は主催者側で行います。

主催者準備物品	横シート幕3方、照明用蛍光灯2本(20w)、電源(100V・500W)、机1台、イス2脚
オプション備品	机1台(450×1,800)1,000円、折畳椅子1脚300円、電源500W追加ごとに2,500円、フライヤー15,000円ほか

※電源は主催者で一括管理を行います(自社所有の発電機の持込禁止)。

※オプション備品については、後日、会場設営業者より申込者へ直接ご請求します。

(6) 申込方法

- ・申込書を刈谷市商店街連盟あきんどぷら座事務局まで直接持参し提出してください。
- ・「食品営業許可証」の写し及び申請書の控(出店許可品目のわかるもの)を、申し込み時に併せて提出してください。(提出必須)

※新規に許可証を取得する場合は、平成29年10月3日(火)【勉強会終了時】までに、刈谷市商店街連盟あきんどぷら座事務局まで提出してください(FAX又は郵送可)。

※提出のない事業者は出店をお断りする場合があります。

※営業所の名称等が出店者と異なる場合は、出店をお断りする場合があります。

(7) 提出期限

平成29年9月27日(水)午後4時必着

(8) 出店希望者勉強会及び出店者の決定について

出店申込者に対する勉強会を開催し、その後出店者及び出店場所の決定をします。出店者決定後に出店者説明会を行いますので、必ず現場の責任者の出席をお願いします。

ア 日 時 平成29年10月3日(火)午後2時から

イ 場 所 刈谷あきんどぷら座

※応募者が募集数に達しない場合は、出店者を決定するための抽選は実施しません。

※出店者説明会には必ず現場責任者のご出席をお願いします。

(9) 連絡網について

開催前の連絡事項や、開催期間中のトラブルの際の連絡網は下記のとおり。



○飲食物販売の取扱いについて

1 事前の届出

食品を販売される事業者は、食品営業許可が必要になりますので、必ず「食品営業許可証」を保健所で取得してください。なお、申請手続きの費用は出店者負担となります。

出店中の品目変更等はできません。また、申し込み後に出店品目に変更がある場合は、必ず刈谷市商店街連盟あきんどぷら座事務局へ連絡してください。

※ただし、出店品目の変更は10月3日（火）勉強会終了後まで可能です。それ以降の変更は認められませんのでご注意ください。

また、調理する品目が多数の場合、保健所へ確認し、品目を削減していただく場合があります。品目数についてご不明な点は、事前に保健所に相談のうえ提出してください。

2 出店時について

① 祭り当日は「食品営業許可証」を見やすい位置に掲示し、申請書の控（出店許可品目の分かるもの）を店舗内に携帯して営業してください。

② 祭り当日開催前に、刈谷市観光協会事務局が各店舗の巡回を行います。申請書の控（出店許可品目の分かるもの）と出店品目の確認をします。食品営業許可を取っていない品目を販売したり使用禁止の機械等を使用していたりした場合、営業を停止し、撤収してもらいます。

③ 上記②に該当した場合の出店料については返金しません。

3 火気について

調理に器具等（電磁調理器を含む）を使用する場合は、消火器の設置が義務付けとなります（すぐに使える場所に置いてください。）。

4 荷物等の搬入・搬出について

① 搬入・搬出車両は、所定の時間内に限り、会場内に車を乗り入れることができます。

（搬入：27日（金）午後4時～午後8時、28日（土）午前8時～午前9時まで

搬出：28日（土）17時10分～18時まで）

② 駐車場は所定の位置に駐車してください。（抽選会にて案内します。）

③ 会場の既存施設を損傷した場合は、出店者の責任で原状回復してもらいます。

5 申込書記入上の注意

① 店舗等名：ブース前面上部に社名表示板を取り付けます。主催者側が統一書体で作成し表示しますので正確にご記入ください。店舗または営業所等の名前を表示させていただ

きますので、店舗等と異なる名前は表示できません。

- ② 現場担当者連絡先：事務局との連絡を行う担当者の氏名、連絡先をご記入ください。
- ③ 出品内容：商品によっては販売・配布をお断りすることがあります。

6 申込先・連絡先

刈谷市商店街連盟 あきんどぶら座事務局

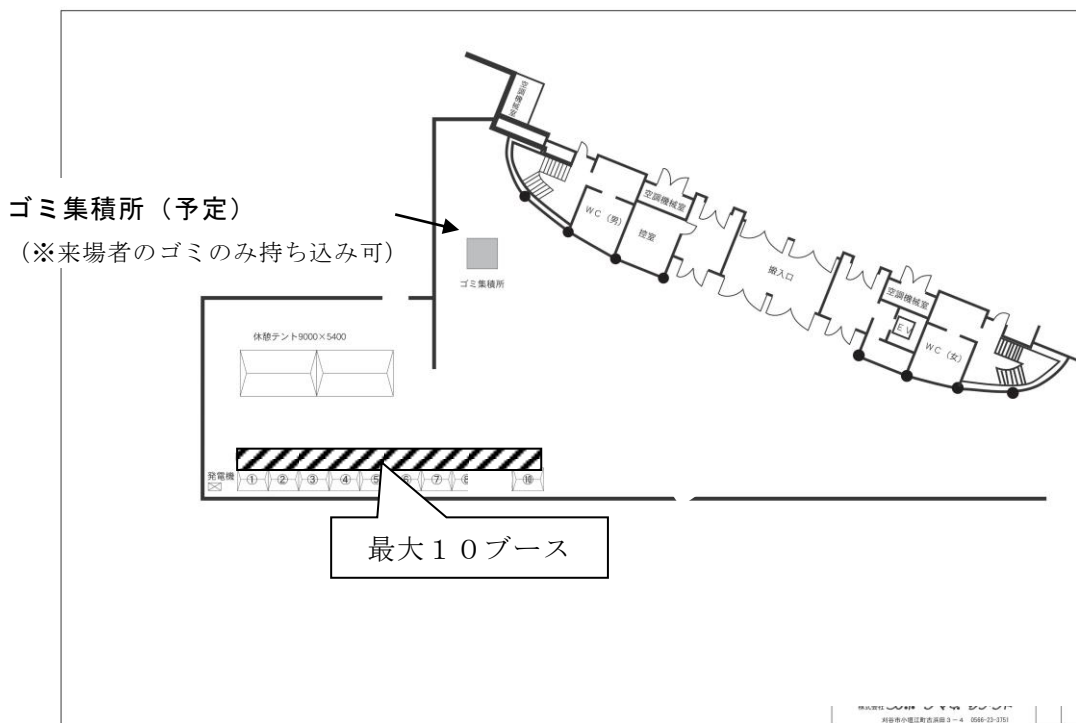
〒448-0844 刈谷市広小路5丁目46番地

電話 0566-25-3015 FAX 0566-25-3035

■定休日：土・日・祝日 ■営業時間：9：00～16：00

7 出店場所

(1) 刈谷市産業振興センター あいおいホール裏



【注意事項】

- ① 当日は、必ず主催者係員の指示に従い、出店責任者は会場内に常駐してください。
- ② 展示、物販及びPRは、自社ブース内に限定します。会場施設での広告・宣伝・販売などの行為は行わないでください。
- ③ 開催当日、荒天等でイベントが中止または時間短縮になった場合、営業を中止または時間短縮させていただく場合がありますのでご承知おきください。なお、この場合、開催前からの中止を除き、出店料は返金しません。
- ④ 開催期間中の商品の保管は、出店者の責任において行い、ブース内で発生したゴミは必ず出店者が責任を持って処分してください。ブース内に放置してあったり、ゴミ集積所に持ち込まれたりした場合は、処理費を請求させていただきます。
- ⑤ 出店者において出店場所を油などで汚さないよう対応をお願いします。万が一汚した場合は、出店者において清掃するなど対応をお願いします。ひどい汚れや清掃がなされていない場合などは清掃費用の請求や次年度以降の出店をお断りする場合があります。
- ⑥ 来場者のためのゴミ捨て場として、各出店者によりゴミ袋を用意し、店頭に設置をお願いします。来場者の出したゴミについては、ゴミ集積所に持ち込んでください。
- ⑦ 営業終了時刻は、17時00分を予定しています。17時10分から18時00分までに撤収をしていただきますようお願いします。
- ⑧ 出店にかかる事故・盗難等については、主催者は責任を負いませんので、出店者の備品及び貴重品等は出店者の責任で管理してください。
- ⑨ 割り当てられた小間の一部又は全部を譲渡又は貸与するような行為を行っていた場合、出店をお断りするか撤収していただきます。
- ⑩ 申請書類に虚偽の内容が含まれていた場合、出店をお断りする場合があります。
- ⑪ 電源については、定格消費電力ではなく、必ず最大消費電力にてお申込みください。
(例：スノーボール機定格の場合170w 最大1kw)
- ⑫ 公序良俗に反するもの並びに射幸心を煽るもの及び「くじ」の類は全面禁止しております。これらを行っていた場合、当日でも出店をお断りするか撤収していただきます。なお、この場合、出店料については返金しません。

※禁止事例

- ・ 1等、2等などがあり、何がもらえるかはっきりしない。
 - ・ サイコロを振り、出た目の商品がもらえる。
 - ・ 料金を払い、好きな番号を言ってその中にある商品をもろうなど。
- ⑬ 万が一出店者の故意・過失により事故等があった場合は、出店者の責任において対処することとしてください。主催者は一切責任を負いません。
 - ⑭ 刈谷市商店街連盟との誓約書を遵守してください。